

静岡県産業教育振興会庶務基準

第1条 本会会則第11条の規定により設けられた各部会への助成金は、各部会に属する産業教育関係高等学校全日制の課程の大学科募集定員の総数(A)と、定時制の課程の大学科募集定員総数を2で除して得られた数(B)の和((A)+(B))に、次の額を掛けて得られた額とする。なお、総合学科については、募集定員を産業教育関係系列数に応じて人数を配分する。

- (1) 2,000人まで……………40円
- (2) 2,001人～ 5,000人……………30円
- (3) 5,001人～10,000人……………25円
- (4) 10,001人以上……………7円

ア 前項により得られた額に10,000円未満の端数が生じた場合には10,000円未満の数を四捨五入して得られた額とする。

イ 前項より得られた額が80,000円に満たない場合は80,000円とする。

ウ 助成金の交付を得ようとする場合は、申請書を会長あてに提出しなければならない。また、事業報告並びに決算報告を年度末に会長あてに提出しなければならない。

第2条 産業教育に関する各種の調査研究(以下教員特別研究という。)並びに視察員(以下教員産業視察という。)中央会主催の海外産業教育事情研修派遣者に決定した者について(以下海外研修という。)の助成金は次のとおりとする。

- (1) 教員特別研究にあつては1件30,000円
- (2) 教員産業視察にあつては県費規程による旅費および雑費3,000円(上限25,000円)
- (3) 上記助成金の交付を得ようとする場合は、領収書のコピーを添付の上、申請書を会長あてに提出しなければならない。また、事業終了報告書を翌年2月末までに会長あてに提出しなければならない。
- (4) 海外研修にあつては、中央会からの助成金とは別に本会より1件25,000円助成する。(これについては、領収書添付は不要とする。)

第3条 本会の部会並びに在会する高等学校が主管する各種大会のうち、東海大会以上の規模を有する大会の開催に対する補助金は次のとおりである。

- (1) 東海大会等の規模を有する大会の開催にあつては30,000円
- (2) 全国大会等の規模を有する大会の開催にあつては50,000円
- (3) 上記助成金の交付を得ようとする場合は、申請書を会長あてに提出しなければならない。また、事業終了後20日以内に実務報告書を会長あてに提出しなければならない。

第4条 東海地区産業教育振興連絡協議会（以下東海大会）並びに全国産業教育振興連絡会（以下全国大会という。）の参加者のうち次の者に旅費を支給するものとする。

- (1) 東海大会にあつては、会長、副会長、県教委（高校教育課長）、本県発表者、事務局員
- (2) 全国大会にあつては会長、副会長、県教委（高校教育課長）、本県発表者

第5条 産業教育振興中央会賜金記念産業教育功労者表彰規程第5項「その他産業教育に関係あるもので、特に功労のあるもの。」に該当する候補者として、理事会の承認を得て産業教育振興中央会へ推薦する者は、次の何れかに該当するものとする。

- (1) 本会役員（高等学校関係者を除く。）として15年以上在任した者。
- (2) 本会役員として特に功労のあった者

第6条 産業教育功労者及び学校優良卒業生の表彰については、産業教育振興中央会の表彰規程に基づく被表彰者とする。

学校優良卒業生については、1人2,000円の図書券を贈呈する。

附 則

- 1 この基準は昭和59年5月14日より実施する。
- 2 平成18年6月5日一部改正
- 3 平成20年5月19日一部改正
- 4 平成22年5月30日一部改正
- 5 平成24年6月14日一部改正
- 6 平成27年7月1日一部改正